

基本目標 I 今を生きる自分に合ったつながりをつくる

基本施策	取組施策	取組	内容	担当課及び事業名
I-1 地域への意識・関心を高める	(1) 地域活動に関する情報発信	① 多様な価値観、関心度に応じた地域活動に関する効果的な広報・プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者に合わせた広報媒体を用い、訴求効果の高い情報を発信していきます。地域活動に関する情報など、身近な地域情報を発信することで地域満足度を高める、在住者向けのシティブロモーションを実施します。</li> <li>・地域の魅力発信など、市民による地域情報の発信を支援します。</li> <li>・子どもの意見がさまざまな場面に反映されるよう、子どもたちが意見を発信できる場や機会の提供、その仕組みづくりを行います。</li> <li>・庁内各課その他関係者に対して活動の周知を行います。</li> <li>・子どもの参加を推進することで、ユニセフが主唱する「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民部市民協働推進課</li> <li>・広報事業</li> <li>・市民部市民協働推進課</li> <li>・情報発信支援事業</li> <li>・子ども生活部児童青少年課</li> <li>・子どもの参画推進事業</li> </ul>
		② 地域情報発信の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動の新たな担い手を増やすには、若者世代に興味を持ってもらう必要があります。そこで、SNSやオンラインサロン等、すでに形成されているオンラインコミュニティに働きかけ、地域活動への関心を高められるような広報活動を実施します。</li> <li>・地域のの方々との対話により、引き続き必要な図書館の機能や地域に新たに必要機能の検討を進め、鶴川図書館を行政が提供する図書館から、地域が運営するコミュニティ機能を併せ持つ市民協働型図書館に再構築します。また、市民協働型図書館とすることで地域の就労の場を創出し、地域住民や認知症の当事者が活躍できるプラットフォームを構築します。</li> <li>・空家の公共公益的な利活用の促進に向け、空家を貸したい方と借りたい方のマッチングを行う、マッチング事業の空家を貸したい方の登録件数を増やすため、空家所有者や空家予備軍の方に対しての啓発活動を促進します。啓発活動については、自宅の将来について考えてもらえるような冊子の配布やセミナーでの講義などの取組みを進めます。</li> <li>・公益的活動団体として登録していただき、公園の清掃や除草等を行っています。現在公益的活動団体に登録されている方たちも高齢の方が多くみられます。地域活動を継続していくために若い世代の方達にも参加していただくことが必要です。そのため、学校・事業者へのアプローチをしていきます。</li> <li>・悩みや不安を抱える方が社会的に孤立しないよう、地域における居場所の整備を行います。居場所の整備にあたっては、商店やオフィス等を、地域の居場所として定期的に自由解放を行う企業等に対し、その初期投資費用について、補助金を交付します。</li> <li>・住み慣れた地域で住民同士のつながりが持てる憩いの場所として、担い手も参加者も両方とも主役となれるふれあいサロン・子育てサロンの立ち上げ・運営の支援を行っています。これまでどおり、サロン立ち上げについての相談は随時対応し、立ち上げを検討している人向けの「ふれあいサロン立ち上げ説明会」を定期的に開催します。安定したサロン運営に向けては、地区担当職員による訪問やサロンスタッフからの相談に対応していきます。</li> <li>・地域の誰もが利用者にも担い手にもなることができ、多世代が集まれる居場所づくりをめざします。そのために人材の発掘、立ち上げや運営の支援、活動者相互の情報交換の場づくりを行います。</li> <li>・地域の現状やニーズの把握を継続して行うとともに、立ち上げ・運営について支援を行います。必要に応じ、活動団体同士の情報交換の場を設定します。</li> <li>・団体のニーズに応じ、地域の資源として見える化し、市民への周知を行います。</li> <li>・子育てサロン開催時に見学を行い、スタッフや代表者と信頼関係を構築しながら、子育て中の親の相談を社協につなげるような人材育成を行います。</li> <li>・多くの市民に知っていただけるように、ホームページ、フェイスブック、広報誌等とおして情報発信を行うとともに、センターのスタッフが地域に出向いて登録説明をするなど、周知のための活動を推進します。</li> <li>・企業の空いているスペースの地域への開放や会議室等の貸し出し等により、地域住民の活動の場を確保します。</li> <li>・企業の地域貢献のニーズを把握し、企業と地域住民とのつながりをつくります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民部市民協働推進課</li> <li>・オンラインコミュニティ活用事業</li> <li>・生涯学習部図書館</li> <li>・ワタンが主役の図書館づくり</li> <li>・都市づくり部住宅課</li> <li>・空家対策推進事業</li> <li>・都市づくり部公園緑地課</li> <li>・公園運営協同事業</li> <li>・市民部市民協働推進課</li> <li>・地域福祉部福祉総務課</li> <li>・地域の居場所等コミュニティ創出事業</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・ふれあいサロン・子育てサロン</li> <li>・地域の様々な人や団体が集まれる居場所づくり</li> <li>・子育てサロンの立ち上げ、運営支援、ファミリー・サポート・センター事業の運営</li> <li>・企業との連携の促進(企業の空いているスペースや会議室等の貸し出し)</li> </ul>
I-2 地域資源を組み合わせた活動につなげる	(1) 地域資源のマッチング	① マッチングの機会創出及び実施★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内NPO等の活動団体が集い、活動内容を発表する町田市市民協働フェスティバル「まちカフェ！」を開催し、団体間の連携を促すとともに、来場者に活動の魅力や意義を伝えています。</li> <li>・「まちカフェ！」は一定の知名度とインパクトを備えているため、これを軸としたマッチング機会の創出を維持します。その際は、活動団体についての専門的知見を有する町田市地域活動サポートオフィスによる取組を、市が委託する形で推進していきます。</li> <li>・地域活動の担い手を町内会・自治会やNPO等につなげるマッチングプログラムを活用する等の取組も実施します。あわせて、様々な地域資源に係る情報を共有できるデータベースの構築に取り組みます。</li> <li>・子どもセンターが、エリア内のまちとも、冒険遊び場、子どもクラブなど「子どもの居場所」の活動を指導および支援することで質の向上を図ります。</li> <li>・子どもセンターが、「子どもの居場所」同士の連携をコーディネートすることで地域全体のレベルアップを図ります。</li> <li>・個人や団体、関係機関からのボランティア依頼や、ボランティア活動を希望する個人・団体の相談を受け止め、双方をつなぐコーディネートを行っています。受け入れ側と活動者側との間に立ち、ボランティア活動上の困りごと等の相談に対応しています。</li> <li>・個人登録者の登録期間が2年間であるため、活動者の確保に向けて人材バンク化に取り組みます。</li> <li>・多様なニーズに対応できるボランティア活動のあり方やプログラムについて検討します。</li> <li>・マッチングの機会の選択肢の一つとして、ITの活用を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民部市民協働推進課</li> <li>・市民協働推進事業</li> <li>・子ども生活部児童青少年課</li> <li>・(仮称)地域・子ども総合拠点の整備</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・ボランティア相談・支援事業</li> </ul>
		② 地域で活躍する人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災時及び平時において、地域住民を牽引指導できる正しい防災知識を持った地域防災リーダーを育成するため、「(仮称)まち防災カレッジ」において、幅広い視点から受講者を募ります。</li> <li>・「まなぶ」「とりくむ」の二つをテーマに、「災害から〇〇を守る」ことを目的として、産官学連携で地域住民相互の防災力向上を目指します。</li> <li>・市内の町内会・自治会等で、防犯活動に関して主導的役割を果たす方に向けた防犯リーダー講習会を実施し、犯罪に関する最新の情報をお知らせすることで、地域の防犯意識を高めています。</li> <li>・より多くの方に参加していただけるよう、実施する地域ごとの情報も盛り込みながら、開催場所や開催回数を工夫して実施していきます。</li> <li>・子どもたちが安全な環境の中で安心して学校生活を送れるよう、学校・地域・家庭や関係機関との連携を強化し、地域と一体になった地域協働による学校づくりを推進します。</li> <li>・さらに学習支援等のボランティア活動により、教員の負担減の効果が見込まれ、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりを合わせて実現します。</li> <li>・住み慣れた町で安心した生活を送るために制度や現状を知る学びを提供します。</li> <li>・町田の現状を聞き、年齢、職場や立場をこえた参加者同士の交流の機会とします。</li> <li>・また、受講者が知識を学ぶだけでなく、福祉、環境、自然、郷土史などでの様々な市民による実践を知る中で、地域活動の担い手として取り組むような働きかけを行います。</li> <li>・先進地域での事例を参考にしながら、ボランティア講座のオンライン開催方法の検討し実施につなげていきます。</li> <li>・初めてボランティアに参加する人を対象としたボランティア入門的な講座を年1回程度実施します。</li> <li>・地域社会の福祉やボランティアに関する課題に対応した講座を検討します。</li> <li>・生活支援コーディネート事業では、ちょっとした生活の困りごとへの支援(生活支援)を担う団体への研修や新たな担い手の発掘、地域支え合い型移動支援のドライバー育成の研修を行います。また、コロナ禍であっても自主グループ活動等が継続しているようオンラインサポーターのような、使い方で分からないことがあった際に気軽に相談できる存在の人材を育成する取り組みをしていきます。</li> <li>・ボランティアセンターの機能がわからないという人や関係機関に向け、PRを工夫、強化します。</li> <li>・地域資源の有効活用や市民への周知のために、ボランティア団体Mapの作成およびHP上にアップします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災安全部防災課</li> <li>・自主防災リーダー育成事業</li> <li>・防災安全部市民生活安全課</li> <li>・防犯リーダー育成事業</li> <li>・学校教育部指導課</li> <li>・地域と学校の連携強化事業</li> <li>・生涯学習部生涯学習センター</li> <li>・市民大学事業</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・ボランティア養成講座</li> <li>・住民主体の活動を担う人材の研修</li> <li>・ボランティア活動に関する情報発信の強化</li> </ul>
	(2) 地域活動の継続と新たな活動の創出に向けた支援	① 地域活動の活性化に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付等の財政面の支援を継続して行うとともに、相談体制の充実等、よりソフト面でのアプローチを進めます。また、他団体や事業者等のマッチングの促進を図る取組も組み合わせ、個々の団体に対する総合的な支援を目指します。いずれの取組も、活動団体についての専門的知見を有する町田市地域活動サポートオフィスも活用し、推進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民部市民協働推進課</li> <li>・コミュニティ活動支援事業</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援等の増加する生活支援ニーズに対し、生活支援コーディネーターが中心となり、地域の担い手を創出していきます。</li> <li>・町田市住みよい街づくり条例の取組と連携し、ソフト分野だけでなく、条例の捉える「地域資源を活かした地区の魅力高める活動や取組み」である「街づくり活動」を支援することで、まちづくりに対する市民のモチベーションを分野横断的に支えます。</li> <li>・会費や共同募金会等、市民が寄付しやすいようオンラインの寄付について、仕組みづくりを検討します。多くの方に協力者、利用者となってもらえるよう、HPや社協だよりの他、SNSを活用して情報発信を行います。またそのための財源確保について検討を進めます。</li> <li>・ボランティア団体の活動については、コロナウイルスの影響により今後も制限が予測されます。コロナ禍における活動支援を適切に行うためには、団体の現状やニーズ、課題の把握が重要です。特にオンラインについての支援は、団体活動の活性化に繋がるため、重点的に行う必要があります。また、オンライン環境を整備には資金が必要なため、財政的な支援も必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき生活部高齢者福祉課</li> <li>・生活支援体制整備事業</li> <li>都市づくり部地区まちづくり課</li> <li>・地区の街づくり推進事業</li> <li>社会福祉協議会</li> <li>・オンラインでの寄付等のシステム構築</li> <li>・ボランティア団体への活動支援</li> </ul>
--	--	--	--	--

基本目標Ⅱ つながりで地域の活力を生み出す

基本施策	取組施策	取組	内容	担当課及び事業名
Ⅱ-1 多様な主体のつながりが活性化される	(1) 持続可能なプラットフォームの構築	① 地域・企業・行政による課題解決の仕組みの構築★	・地域のネットワーク「地区協議会」をもとに、地域課題解決の場を強化します。従来の枠組みに捉われず、新しいアイデアや柔軟な発想による解決策が検討できるよう、多様な主体のつながりがさらに広がる仕組みを構築します。	市民部市民協働推進課 ・地域の課題解決プラットフォーム構築事業
	(2) 多様な主体がつながるネットワークの充実	① 地区協議会の運営支援	・地区協議会が、地区の課題解決に取り組むネットワーク組織として、今後も地区の中核を担っていただけるよう、地域おうえんコーディネーターを中心に支援を進めていきます。 ・地域が主体となって、目指すべき地域の未来を共有し、実現するための活動指針である地区未来ビジョンの作成についての支援も実施していきます。 地区別懇談会等の話し合いの場をとおして、地区ごとの福祉ネットワークづくりを支援します。2018年度に鶴川地区で地区社協を立ち上げ、2021年秋に相原地区で地区社協立ち上げを予定しています。 2020年度はコロナ禍の影響で地区別懇談会の参集での開催はできませんでした。代替えとしてアンケートを実施しました。これまでどおり地区別懇談会をきっかけとした地区の福祉ネットワークづくりの支援と、既存の地区社協に対しても運営の支援を継続していきます。	市民部市民協働推進課 ・地区協議会支援事業  社会福祉協議会 ・地区ごとの福祉ネットワークづくり
		② 地区別の懇談会の開催	・地区協議会をはじめとした地域活動団体が、(仮称)地区未来ビジョンを実現するため、具体的な取組事項について話し合う地区別懇談会を開催します。開催にあたっては、広く意見を求められるよう、より多世代の方にご参加いただけるような仕組みを構築します。 ・これまでのような行政や社協主導の懇談会から、地域(住民や活動団体、関係機関など)主導の開催に移行する時期にきています。そのため、地域のさまざまな団体、事業所等の連携によるプロジェクトチーム(実行委員会)主催による開催に向け検討します。また、参集型だけでなく、オンラインを活用した開催についても検討を進めます。	市民部市民協働推進課 地域福祉部福祉総務課 社会福祉協議会 ・地区別懇談会の開催
		① 地域・企業・行政による課題解決プロジェクトの推進	・地域のネットワーク「地区協議会」をもとに、地域課題解決の場を強化します。従来の枠組みに捉われず、新しいアイデアや柔軟な発想による解決策が検討できるよう、多様な主体のつながりがさらに広がる仕組みを構築します。そこで検討されたプロジェクトが実行され課題解決につながるよう、取り組みを支援します。	市民部市民協働推進課 ・地域の課題解決プロジェクト推進事業
Ⅱ-2 地域でイノベーションを起こす	(1) 新たなプラットフォームから生まれた取組の推進	① 地区協議会等の活動支援の充実	・地区協議会が、地区の課題解決に取り組むネットワーク組織として、今後も地区の中核を担っていただけるよう、各地区協議会の活動について支援していきます。 ・これまでの地区協議会の取り組みに加え、地区未来ビジョンに関連する取り組みについても支援を行っていきます。 ・既存の地区社協については、地域住民が主体となって地域の福祉課題の解決に取り組めるよう支援を継続します。これから地区社協の立ち上げに向けて準備を進めている地域については、地域住民の主体性を核に活動に向けた基盤整備や安定した運営につながるようサポートを行います。	市民部市民協働推進課 ・地区協議会支援事業  社会福祉協議会 ・小地域福祉活動への支援
		② (仮称)地区未来ビジョン実現の支援	・地域の課題を解決できるよう、地域ごとに10年後の目指すべき姿を描き、その実現に向け具体的に取り組むべき事項を掲げた「(仮称)地区未来ビジョン」を、町内会・自治会連合会の10地区単位で作成します。 ・「(仮称)地区未来ビジョン」の実現にあたっては、地区別懇談会で寄せられた意見を踏まえ、地区協議会、公募による市民・地域活動団体・事業者、社会福祉協議会とともに、各活動計画に具体的な取り組みを反映します。	市民部市民協働推進課 地域福祉部福祉総務課 ・(仮称)地区未来ビジョンの支援
	(2) 地域課題の解決や魅力向上に向けた取組の推進			

基本目標Ⅲ 必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる

基本施策	取組施策	取組	内容	担当課及び事業名			
Ⅲ-1 支援の輪につながる、つなげる	(1) 当事者や家族などの意識づくりと周囲の人の理解の促進	① 福祉課題の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりがその人らしさを発揮できる社会の形成を目指し、引き続き男女平等に関する講座の開催や、情報の発信を行います。広報やPRについては、広く市民の目に触れるよう、効果的かつ効率的な手法を検討します。また、近年性の多様性に関する市民の関心の高まりを受け、性的マイノリティに対しての理解促進を目的とした意識啓発についても積極的に取り組みます。</li> <li>外国の文化や、外国人市民に対する理解が進むよう、講演会、小学校及び中学校における国際理解教育等の事業を町田国際交流センターとともに実施していきます。</li> <li>人権に係る各種取組を通して、人権尊重思想の普及・啓発を図ります。例えば、人権パネル展では、人権擁護委員、LGBT、女性の悩みごと相談、障害者差別解消法、小中学校の道徳教育、障がい青年学級、市民大学HATS人間学講座、人権の花、拉致問題等の展示を行っています。</li> <li>ハード・ソフト両面から一体的にバリアフリー化を推進するため、ハードを所管する部署との連携等、心のバリアフリーを推進する方法等を研究していきます。また、心のバリアフリーの認知度向上のため、啓発冊子の内容更新や啓発方法等の検討により、福祉のまちづくりにおけるソフト面のさらなる充実を図ります。</li> <li>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を踏まえ、障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的として、町田市条例を制定し、障がい者への合理的配慮の推進や不当な差別的取扱いの解消を図ります。</li> <li>東京都人権尊重教育推進校を指定し、研究発表を行い、人権教育の実践を市内に広めています。また、人権教育推進委員会を設置し、市内の人権教育の実践及び市外の研究発表の内容についてまとめたリーフレットを作成し、全小中学校へ配布しています。このようなこれまで積み重ねてきた実践を、実際の指導で生かすように促します。そのために、人権教育研修や若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修の内容を吟味し、実践を紹介するだけでなく、教員一人一人の人権教育に対する意識を啓発していきます。</li> <li>市民からの問い合わせ・相談があった場合、職員がわかる内容であれば回答し、不明な点はできる限りインターネット等で調べて回答しています。専門的な相談は広聴課で行っている行政書士等専門士による無料相談を受けるよう勧めしています。(主な相談内容は、相続・遺言書に関すること、墓じまいの方法等)</li> <li>今後も継続して現状の取組を行い、市民のニーズに応えられるよう、相談ができる場を提供していきます。</li> <li>職員は日ごろから情報を収集し、課内で共有することにより最新の情報を提供していきます。</li> <li>専門士による相談会について、平日に市役所で実施する以外にも、休日に市民センター等で開催することにより、より多くの市民が利用しやすいよう相談の機会を増やします。</li> <li>成年後見制度の広報活動を実施するとともに、当制度の利用を必要としている本人に近い地域の関係者を対象にした啓発に取り組みます。また、市民後見人育成研修に参加した成年後見サポーターにも周知活動への協力を仰ぎます。加えて、相談者にアンケートを実施し、より良い相談の在り方を試行していきます。</li> <li>福祉体験学習の実施校を増やすため、積極的にPRを行い、より多くの子どもたちが学ぶ機会をつくります。また、増加する高齢者また認知症高齢者等に対する子どもたちの理解を深めるため、高齢者支援センター等と連携した福祉学習について検討します。</li> <li>講座修了後に、実際に活動しながら学んだことを、次に学ぶ人たちに伝える機会を増やせるよう検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民部市民協働推進課</li> <li>男女平等意識普及事業</li> <li>文化スポーツ振興部文化振興課</li> <li>文化国際振興事業</li> <li>地域福祉部福祉総務課</li> <li>人権施策推進事業</li> <li>福祉のまちづくり推進事業</li> <li>地域福祉部障がい福祉課</li> <li>障がい者差別解消推進事業</li> <li>学校教育部指導課</li> <li>地域福祉を担う人づくり</li> <li>政策経営部広聴課</li> <li>地域福祉部福祉総務課</li> <li>終活についての啓発活動(地域福祉部障がい福祉課、いきいき生活部高齢者福祉課と今後調整予定)</li> <li>社会福祉協議会</li> <li>小中学校等福祉体験学習支援、夏体験ボランティア事業、市民大学HATS福祉講座、各種ボランティア養成講座</li> <li>地域福祉部福祉総務課</li> <li>福祉のまちづくり推進事業</li> <li>地域福祉部障がい福祉課</li> <li>手話通訳の普及促進</li> <li>いきいき生活部高齢者福祉課</li> <li>冊子「高齢者福祉課のための暮らしのてびき」発行</li> <li>保健所健康推進課</li> <li>地域保健普及啓発事業</li> <li>子ども生活部子ども総務課</li> <li>まちだ子育てサイト</li> </ul>			
			(2) 地域における見守り・支え合い活動の充実	① 多様な人材の地域福祉活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>町田市福祉のまちづくり総合推進条例第25条の規定による福祉のまちづくり推進計画に基づき、情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進しています。</li> <li>情報のバリアフリーについて、高齢者、障がい者をはじめとするすべての人が分かりやすい情報発信ができるよう、引き続き職員への周知や啓発に取り組みます。また、市民や事業者等に対し、情報発信時のルールを周知することで、情報のバリアフリー化を進められるよう普及啓発を図ります。</li> <li>聴覚障がいがある人が手話通訳を必要とする場合には、市が手話通訳者を派遣していますが、事業者に過重な負担にならない場合には、事実ごとに事業者と調整を行い、事業者に対して手話通訳者の設置を要請していきます。</li> <li>市の福祉サービスや制度、相談窓口等についてまとめた「高齢者のための暮らしのてびき」を作成し、市民センターやふれあい館、高齢者支援センター等で配布しています。</li> <li>現在の記事では、福祉サービスの概要や窓口についての記載のみとなっています。今後は、冊子の記事に、QRコードを掲載し、市のウェブサイトからアクセスすることで、サービスの詳細な内容や最新の情報を知ることができたり、申請書等をダウンロードできるようにするなど、市民の利便性の向上を図ります。</li> <li>「みんなの健康だより」の発行や総合健康づくり月間の開催を中心に普及啓発を進めていきます。</li> <li>熱中症予防、薬物乱用防止、がん予防等の普及啓発を地域団体と協働して実施していきます。</li> <li>まちだ子育てサイトは、子育てに関する情報に特化したサイトで、「見やすく、分かりやすく」をコンセプトに市民が情報を得やすい環境を整備しています。</li> <li>メールやLINEでの情報配信・周知を行っていますが、より多くの子育て世代にサイトへアクセスしていただくために、登録していない方も情報を受取ることができるTwitterを活用し、リンクを用いて周知活動を行っていきます。Twitterをきっかけに情報の把握をしていただき、子育てサイトでの詳細な情報にアクセスできるように活用していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会</li> <li>ボランティア養成講座</li> <li>小地域福祉活動への支援</li> </ul>	
					② 地域における見守り・支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進地域での事例を参考にしながら、ボランティア講座のオンライン開催方法の検討し実施につなげていきます。</li> <li>初めてボランティアに参加する人を対象としたボランティア入門的な講座を年1回程度実施します。</li> <li>地域社会の福祉やボランティアに関する課題に対応した講座を検討します。</li> <li>既存の地区社協については、地域住民が主体となって地域の福祉課題の解決に取り組めるよう支援を継続します。これから地区社協の立ち上げに向けて準備を進めている地域については、地域住民の主体性を核に活動に向けた基盤整備や安定した運営につながるようサポートを行います。</li> <li>高齢者が認知症等の症状により行方不明となった場合に、防災行政無線や市民へのメール配信、捜索協力協定を締結している事業者への連絡を行い、当該高齢者に関する情報提供を依頼し、早期発見につなげます。</li> <li>行方不明となる恐れのある高齢者の家族等に機器を貸与し、行方不明高齢者の位置に関する情報を提供することにより、行方不明高齢者の安全を確保するとともに、当該家族等の負担の軽減を図ります。</li> <li>引き続き、行方不明となった高齢者の捜索支援を行うとともに、必要な方へ制度の周知を行います。</li> <li>認知症の人やその家族が安心して暮らすことができるよう、「認知症とともに生きるまち」を目指し、認知症の人やその家族の居場所づくり及び認知症への正しい理解を目的とした普及啓発事業を推進します。</li> <li>身近な場所で介護予防に取り組める環境づくりを推進するため、介護予防・健康づくりのための通いの場の充実、社会活動等への参加を推進します。「町トレ」などの介護予防活動を自主的に行うグループの支援、地域で介護予防の普及啓発や地域活動を行う人材である「介護予防サポーター」の養成、地域でのボランティア活動にポイントを交付し還元を行う「いきいきポイント制度」などを実施します。</li> <li>健康づくり推進員は、町内会・自治会の推薦により市長が委嘱し、市職員と協力しながら地域の健康づくりの推進のため活動しています。</li> <li>町内会・自治会で、健康づくり活動の認知を高める工夫を、健康づくり推進員と一緒に検討し実施します。</li> <li>健康づくり推進員が、若い世代向けのイベントも企画できるように、保健師も一緒に考えます。</li> <li>事業運営において、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえながら、各地区の打ち合わせ会や活動を実施します。</li> <li>健康応援Letterやホームページを活用し、健康づくり推進員に健康に関する情報提供をしていきます。</li> <li>地域の活動団体と連携し、健康寿命の延伸を阻む食の問題に対して、若い世代の段階で生活習慣病を予防できるように、健康づくりの推進を行っていきます。また、高齢者の低栄養を予防するために、歯科保健分野との連携を強化していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきいき生活部高齢者福祉課</li> <li>家族介護者支援事業</li> <li>地域自立生活支援事業</li> <li>地域介護予防活動支援事業</li> <li>保健所保健予防課</li> <li>健康づくり推進員事業</li> <li>食育推進事業</li> </ul>

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行っています。</li> <li>・現在、会員登録できる場所は1カ所に限られていますが、様々なイベント時等で登録できるように、事業者と連携し、取り組んでいきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども生活部子育て推進課</li> <li>ファミリーサポートセンター事業</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のニーズに基づいて、住民を巻き込みながら、一緒に考え取り組む活動を支援してプロセスが大切になります。団体が安心して活動を継続していけるよう、団体に対し、情報共・意見交換の機会を提供、また活動に対するバックアップを行う事で、活動の充実・強化を図ります。また、コロナ禍においても活動が継続していけるよう、感染症対策等の情報提供や団体同士の共有を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会</li> <li>生活支援コーディネート事業</li> </ul>
	(3) 当事者や家族などが相談しやすい分野横断的な体制づくり	① 身近な場所での相談体制の充実★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者が身近な地域の相談支援機関において、属性・世代・内容に関わらずまとめて相談できるよう、早期に適切な支援機関に繋げるための(仮称)つなぐシートを導入します。導入にあたっては、電子的な仕組みを視野に入れた検討を行います。</li> <li>・民生委員の活動がより円滑に実施できるような環境の整備を行います。また、複雑化・複合化する地域の課題に対して重層的に対応できるように、民生委員だけでなく、他の地域団体と連携した支援を検討します。</li> <li>・地域障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続き取り組み、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化を図り、地域における相談の核としての地域障がい者支援センターを目指します。</li> <li>・市内に12箇所設置している「高齢者支援センター」とその出先窓口の「あんしん相談室」、及び市内に1箇所設置している「医療と介護の連携支援センター」の運営を行います。地域包括支援センター及びあんしん相談室の設置については2021年度以降も維持しつつ、高齢者人口に応じて体制の強化を行います。</li> <li>・派遣先事業所と連携し、介護サービス相談員の派遣を再開出来るように努めていきます。</li> <li>・介護サービス相談員が介護保険施設等を訪問し、直接利用者の声を聴き、利用者の疑問や不安の解消を図り、施設担当者と情報共有を行うことで、介護保険サービスの質の向上を目指します。</li> <li>・神経難病患者を中心に保健師が家庭訪問や電話、面接により、難病療養患者や家族の方の療養上の問題や介護の不安などの相談を実施しています。</li> <li>・在宅での医療が必要な市民、その家族が、安心して治療を受け、家族および支援者が治療に協力できる地域の体制作りを目指します。</li> <li>・提出された出生通知票をもとに、保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。</li> <li>・出生通知票の提出のない家庭に対しては、マイ保育園事業と連携し、支援が必要な家庭を把握し、早期介入、早期支援を実施しています。</li> <li>・出産・子育てでしっかりサポート面接に来所した妊婦に対し「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の内容と活用するメリットを伝え、出生通知票の提出率増加を図ります。</li> <li>・訪問をとおして、支援が必要な家庭を把握し、早期介入、早期支援につなげるとともに虐待予防にも努めます。</li> <li>・潜在家庭への家庭訪問を継続して実施し、これまで支援を必要としながらも相談機関につながっていなかった家庭に、子育てに関する相談や情報の提供、関係部署の案内を行い、子育て家庭への支援の更なる充実を図っていきます。</li> <li>・身近な保育園を「マイ保育園」として登録した、在宅で育児をしている家庭に対して、子育てについての相談、情報の提供などを行っています。</li> <li>・子育て中の親子の身近な保育園が、いつでも気軽に子育て等に関する相談の場、交流の場となることで、親子の孤立を防ぎ、子育てしやすいまちの実現に寄与します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉部福祉総務課</li> <li>包括的相談支援体制整備事業</li> <li>民生委員児童委員協議会事務</li> <li>地域福祉部障がい福祉課</li> <li>地域障がい者支援センター運営事業</li> <li>いきいき生活部高齢者福祉課</li> <li>地域包括支援センター運営事業</li> <li>いきいき生活部介護保険課</li> <li>介護サービス相談員派遣事業</li> <li>保健所保健予防課</li> <li>難病事業—訪問等相談事業</li> <li>母子保健訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)</li> </ul>	
		② 地域のつながりを通じた潜在的な相談者の把握★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑化・複合化した課題を抱える人を、早期に必要な支援につなげることができるよう、地域福祉コーディネーターを導入します。導入にあたっては、地域の情報を幅広く収集し、受け入れ先となる地域の中の社会資源の開拓を行うことや、本人と継続的な関わりをもつ等の役割を担う必要があります。</li> <li>・民生委員等との連携や地域住民のネットワーク活用による一人暮らし高齢者などへの戸別訪問を通じて、地域の高齢者の実態を把握し、支援が必要な高齢者については適切なサービスの調整などを行っています。</li> <li>・高齢者の孤立を防ぎ、地域の中で安心して暮らすことができるよう、見守りの普及啓発を進めます。</li> <li>・また、支援を必要とする高齢者を把握し、支援が必要な高齢者に対して適切なサービスの調整などを行います。</li> <li>・安心して出産を迎え、楽しく子育てができるように相談窓口を周知するとともに、支援が必要な方を早期に把握し、支援につなげます。</li> <li>・支援が必要な方に対し、関係機関と連携しながら就学前まで切れ目のない支援を行います。</li> <li>・身近な保育園を「マイ保育園」として登録した、在宅で育児をしている家庭に対して、子育てについての相談、情報の提供などを行っています。</li> <li>・子育て中の親子の身近な保育園が、いつでも気軽に子育て等に関する相談の場、交流の場となることで、親子の孤立を防ぎ、子育てしやすいまちの実現に寄与します。</li> <li>・地域のボランティアの協力を得て、2週間に1回のペースでお弁当を調理・配達しています。利用世帯へのアウトリーチを通して、行政機関へのつなぎ、地域資源とのつながりを作っています。</li> <li>・経済的に困難を抱えたひとり親家庭であっても、地域全体での支えを受けて安心して子育てをすることができるよう、利用者数を拡充していきます。また、事業実施状況を対外的に発信し、ふるさと納税による寄附をはじめ様々な形での協力・賛同を得られるよう、関係機関と連携して取り組んでいきます。</li> <li>・空家の増加を抑えるため、空家予備軍への啓発活動の推進に取り組みます。市が把握しきれない空家予備軍へのアプローチ方法や自宅の終活、活用方法などの相談支援体制作りを進めます。</li> <li>・ひとり親世帯に対して、年間24回無料でお弁当を配達しています。家事負担を軽減することにより、親子間でのコミュニケーションの時間が増えています。</li> <li>・地域住民向けの人材育成研修企画し、内容に配達ボランティアの活動内容や重要性を盛り込んでいきます。</li> <li>・社協とのつながりを強固にするため、年に1回利用者が集まるイベントを企画検討し、開催にむけて努めます。</li> <li>・弁当調理に拠点を増やし、利用食数を増やしていきます。</li> <li>・各地域に地区担当職員が相談窓口となるような拠点について、市関係部署と調整を図ります。</li> <li>・困りごとを抱える人や複合的な課題を抱える世帯について、専門職や民生委員、社協が必要に応じてケース会議が行われるようし、関係機関が連携して地域で解決できるような仕組みを検討します。</li> <li>・地域の困りごとやさりげない見守りから、気になる人や世帯の情報を「ふくしあさん」からあがり、地域での見守りや解決できる仕組みをつくります。</li> <li>・地域住民が地域に興味を持ち、見守りができ、活躍できる場をつくります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども生活部子育て推進課</li> <li>地域子育て相談センター管理事務</li> <li>マイ保育園事業</li> <li>地域福祉部福祉総務課</li> <li>包括的相談支援体制整備事業</li> <li>いきいき生活部高齢者福祉課</li> <li>地域高齢者支援事業(高齢者見守り支援ネットワーク事業)</li> <li>保健所保健予防課</li> <li>出産・子育て応援事業</li> <li>子ども生活部子育て推進課</li> <li>マイ保育園事業</li> <li>子ども生活部子ども家庭支援センター</li> <li>子育て世帯応援事業(おうちでごはん)</li> <li>都市づくり部住宅課</li> <li>空家対策推進事業</li> <li>社会福祉協議会</li> <li>おうちでごはん事業</li> <li>地域で困りごとを抱える人を支援する仕組みづくり</li> <li>ふくしあさん(仮称)の育成</li> </ul>	
		③ 多機関の協働による相談支援体制の構築★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の各相談支援機関において受け止めた相談のうち、制度の狭間にある案件や各相談支援機関間の役割分担の整理が必要な案件については、関係者・関係機関を参集した支援会議を開催し、支援プランの作成・モニタリング等を行います。これらの仕組みの構築にあたっては、電子的な仕組みを視野に入れた検討を行います。</li> <li>・精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者が定期的に連携できるネットワーク会議を設置します。会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。</li> <li>・高齢者の個別の課題や地域に共通した課題の解決に有効なものとなるよう、「町田市地域ケア会議運営ガイドライン」に沿って、高齢者支援センター主催で「地域ケア会議」を運営します。</li> <li>・運営にあたっては、医療と介護の連携支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と介護内容を共有・確認することで、会議の有効性を高めます。また、会議結果を地域にいかすため、会議参加者に対しアンケートを実施するなど、会議内容を評価します。</li> <li>・ひきこもりは複数の課題が背景にあり、その支援は多岐にわたるため、支援の内容も個々の状況に合わせて行われる必要があります。就労や教育、福祉、保健医療など、様々な関係機関とのネットワークづくりを引き続き推進していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉部福祉総務課</li> <li>包括的相談支援体制整備事業</li> <li>地域福祉部障がい福祉課</li> <li>精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携</li> <li>いきいき生活部高齢者福祉課</li> <li>地域包括支援センター運営事業(地域ケア会議)</li> <li>保健所保健予防課</li> <li>精神保健事業</li> </ul>	
Ⅲ-2 支援が必要な人に寄り添い、支える	(1) 社会参加に向けた支援	① 就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者を対象に、「生活保護受給者等就労自立促進プログラム」を適用し、就労サポートまちだを利用しながら就労支援を行っています。</li> <li>・就労サポートまちだ(ハローワーク町田)と連携を密にして実施していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉部生活保護課</li> <li>生活保護受給者の就労支援</li> </ul>	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者就労・生活支援センター等の支援機関では、地域の障がい者支援センターやハローワーク、障害福祉サービス事業所、特別支援学校など、様々な機関と連携をとりながら支援を行っています。各機関との連携を強化するために、会議を活用して情報共有のあり方や支援のつなぎ方のルールの検討などを行い、支援力の向上を目指します。</li> <li>・シルバー展やシルバー交流まつりを町田市シルバー人材センターと共催することで、町田市シルバー人材センターの活動を周知し、町田市シルバー人材センターによる就労機会提供の支援を行います。</li> <li>・障がいのある人の学校卒業後の学びを支援する場として、継続的に取り組みます。</li> <li>・活動を通して、障がいのある人と支援者がともに学ぶ場となるよう取り組みます。</li> <li>・障がいのある人の学びの場が、事業から生まれるよう取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉部障がい福祉課</li> <li>・障がい者就労・生活支援センター等を中心とした連携強化会議</li> <li>いきいき生活部高齢者福祉課</li> <li>・シルバー人材センター振興事業</li> <li>生涯学習部生涯学習センター</li> <li>・障がい者青年学級事業</li> </ul>
	②	ひきこもり対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者、生活保護受給者、将来的に困窮となる恐れのある者を事業対象者とし、将来的な生活保護受給者の削減を目指します。</li> <li>・本事業は事業利用者の就労、自立を目的とし、これまでサポートの行き届かなかったひきこもり等の方への継続的な段階支援を実施するものです。</li> <li>・ひきこもりの相談については、年齢制限を設けず、中高年世代のひきこもり相談にも対応していきます。また、多様化する相談が、適切な時期に相談に結び付くために、相談先として幅広く市民に認知される必要があるため、普及啓発に取り組んでいきます。</li> <li>ひきこもりの支援については、定期的な面接や訪問等を行う中で、適宜、他者との交流や外出、社会参加、就労、医療など、所管を超えた連携を行い様々な角度から切れ目のない支援に繋いでいきます。</li> <li>・学習支援の充実を図るため、民間のノウハウを取り入れ、委託による小集団指導を開始しました。今後は、指導時間を拡大したり、関連機関等との連携のための時間を設定するなど、実施規模を見直します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉部生活保護課</li> <li>・就労準備支援事業</li> <li>保健所保健予防課</li> <li>・精神保健事業</li> <li>学校教育部教育センター</li> <li>・中学校適応指導教室・中学校適応指導教室拡充事業・教育相談事業</li> </ul>
	③	地域の多様な主体と連携した参加支援★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のサービスでは解決が図られない複雑化・複合化した課題に対応するため、本人やその世帯のニーズや状態に合った支援を行えるよう、地域の社会資源や支援メニューとのマッチングや既存の社会資源の拡充を図る地域福祉コーディネーターを導入します。</li> <li>・移動支援等の増加する生活支援ニーズに対し、生活支援コーディネーターが中心となり、地域の担い手を創出していきます。</li> <li>・民生委員、高齢者、子育てひろば利用者OG等、地域の人材を発掘し、活躍してもらえる場をコーディネートすることで、地域全体で子どもの育ちを見守る体制を整えていきます。</li> <li>・企業からのフードバンクへの食材寄付を通じて社協とのつながりをつくり、食材だけでなく企業の空いているスペースや会議室等、またマンパワーを地域に貸出する地域や社会福祉法人とのつながりづくりを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉部福祉総務課</li> <li>・包括的相談支援体制整備事業</li> <li>いきいき生活部高齢者福祉課</li> <li>・生活支援体制整備事業</li> <li>子ども生活部子育て推進課</li> <li>・地域人材活用</li> <li>社会福祉協議会</li> <li>・企業等との連携の促進</li> </ul>
(2)		生活困窮者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者(就労、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)を対象とし、自立相談支援事業、住居確保給付金、家計相談支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。</li> <li>・第二のセーフティネットとして、より一層の事業実施が求められています。ひきこもり等、支援が行き届かない方々へ就労・自立に向けた支援を実施するため、就労準備支援事業の事業実施を目指しています。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に解雇や雇止めは増加しており、引き続き、常用就職や就業機会の回復を目指すことが困難である状況があります。相談者の実情に沿った、柔軟な対応を進めます。</li> <li>・関係部門と連携して、「ヤングケアラー」の啓発を進め、地域での子どもの見守り意識を高めます。また、教育現場はヤングケアラーを発見しやすい場所であるため、福祉や保健部門、民生委員をはじめとする地域資源と横断的に対応できるように進めていきます。</li> <li>・ヤングケアラーは、子ども自身の心身の発達に関する影響が大きいことが懸念されるため、ヤングケアラーであることが疑われる場合は、適切な福祉機関につなぎ、解消を図っていきます。</li> <li>・各地区に拠点をつくり、地域住民がいつでも苦勞せず食材寄付ができるようにします。</li> <li>・食材の配布先について必要に応じて検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉部生活保護課</li> <li>・生活困窮者自立支援事業</li> <li>子ども生活部子ども家庭支援センター</li> <li>・子ども家庭支援センター事業</li> <li>学校教育部指導課</li> <li>社会福祉協議会</li> <li>・フードバンクまちだ</li> </ul>
	②	ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の生活の安定に寄与するため、ひとり親家庭の生活全般に関する相談を受け付けます。また、就労・技能習得等のため一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合や、ひとり親となり生活環境の激変のため日常生活を営むことに支障が生じている場合等にヘルパーを派遣します。また、就労を目的とした講座や訓練を受講する場合に給付金の支給や、それぞれのニーズに応じて個別計画書を作成し、就労につなげるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども生活部子ども家庭支援センター</li> <li>・ひとり親家庭自立支援事業</li> </ul>
	③	子どもの学習意欲の応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場での少人数学習又はタブレット端末を活用したりリモート学習を通して、国語や算数・数学、英語の基礎学力の定着を図る他、学習習慣や生活習慣の改善に取り組んでいます。</li> <li>・町田市の将来を担う人材が、コロナ禍においても成長環境に左右されことなく、異年齢とのコミュニケーションを通して育ち続けることができるよう、オンライン会議システムを活用したりリモート学習を拡充していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども生活部子ども家庭支援センター</li> <li>・まこちゃん教室</li> </ul>
(3)		住宅確保要配慮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために2019年5月23日に町田市居住支援協議会を設立し、不動産関係団体や居住支援法人などと連携して取り組んでいます。</li> <li>・住宅確保要配慮者に寄り添った支援が求められるため、居住支援協議会の構成員である不動産関係団体や居住支援法人、福祉行政機関などとの連携を強化します。窓口での相談事例をもとに、協議会の中で支援内容の評価、検討を行い、相談者のニーズに合った支援体制の充実等に取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市づくり部住宅課</li> <li>・住宅課管理事務(今後は、(仮)居住支援推進事業へ移行予定)</li> </ul>
(4)		自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年3月に策定した「町田市自殺対策推進計画」の中で、町田市の現状と課題をふまえて重点とすべき項目を次の5つとして設定し、取り組みを進めています。</li> <li>①自殺対策に関する啓発と周知の強化、②適切な受診のための支援、③課題を抱える女性への支援、④若年層対策の推進、⑤地域における自殺対策の取り組みの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所健康推進課</li> <li>・自殺防止総合事業</li> </ul>
(5)		暴力・虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>① DV防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、DV被害は増加しているため、女性悩みごと相談の広報を強化し、より一層の周知を図ります。</li> <li>・また、DV防止啓発については、幅広い世代に啓発するため、すでに実施している広報紙などでの啓発に加え、オンラインでの情報発信など、幅広い世代に届きやすい手法を取り入れます。</li> </ul> </li> <li>② 虐待防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会にて情報共有や事例検討等を行い、障がい者虐待に関するネットワークを構築します。また、地域障がい者支援センターを核に、地域連携会議を開き、児童・民生委員、相談支援事業者、福祉施設事業者等と情報を共有し、障がい者虐待の防止、早期発見、対応を行います。</li> <li>・ケアマネジャーや高齢者支援センター、警察署などの関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見・対応を行っています。</li> <li>・高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会にて情報共有や事例検討等を行い、高齢者虐待に関するネットワークを構築します。また、民生・児童委員、医療機関等との連携やケアマネジャーへ適切な支援を行うなどして、高齢者虐待の防止・早期発見・対応を行います。加えて、パンフレットの配布等により、虐待防止の啓発を行います。</li> <li>・虐待を受けている子どもをはじめとする支援が必要な子どもと家族の早期発見や適切な支援を図るため、小中学校、学童クラブ、保育園、幼稚園、民生児童委員など関係機関やその他団体を含めたネットワークを活用して対応しています。</li> <li>・町田市子育て支援ネットワーク連絡会構成員の児童虐待早期発見・対応能力を向上させるため、地域の大学や団体等と連携し、実践的内容の研修を行い、子どもを見守る体制を強化していきます。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民部市民協働推進課</li> <li>・男女平等意識普及事業、女性問題相談事業</li> <li>地域福祉部障がい福祉課</li> <li>・障がい者虐待防止事業</li> <li>いきいき生活部高齢者福祉課</li> <li>・在宅高齢者権利擁護事業</li> <li>子ども生活部子ども家庭支援センター</li> <li>・子ども家庭支援センター事業</li> </ul>
(6)		権利擁護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 権利擁護事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスや判断能力が不十分な人々を支援するための制度等について、地域住民からの相談等に対応しています。</li> <li>・福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを実施しています。</li> <li>・苦情や相談等について専門的見地から対応する委員会を設置しています。</li> <li>・福祉サービス総合支援事業のPRRを目的とした資料等を配布・周知し、地域において福祉サービスを安心して選択し利用できるように支援します。また、市内事業所を対象とした研修を実施し、福祉サービスの質の向上に寄与します。</li> <li>・成年後見制度推進機関の設置による制度普及や相談体制の構築を実施しています。</li> <li>・成年後見制度を促進させるために、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、利用促進を推進します。適切な成年後見人等の選任、後見等開始後の柔軟な対応の検討及びモニタリングを実施し、チームによる後見人をバックアップする体制を整備します。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉部福祉総務課</li> <li>・福祉サービス総合支援事業</li> <li>・成年後見制度利用支援事業</li> </ul>

			② 市民後見人の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者等の増加が見込まれるため、地域の担い手不足を解消すべく、市民後見人の育成を推進します。</li> <li>・育成にあたっては、市民後見人要件の拡大や、研修内容を充実するとともに、選任後の継続的支援体制の整備、育成研修会に参加した受講生の成年後見サポーターとしての仕組みづくり、及び法人後見サポーターとしての活用から単独受任への移行について検討します。</li> </ul>	地域福祉部福祉総務課 ・成年後見制度利用支援事業
	(7) 再犯防止に向けた取組の推進(再犯防止推進計画)		① 再犯防止に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労・住居の確保等のための取組</li> <li>・支援が行き届きにくい方々へ就労・自立に向けた支援を実施するため、相談者の実情に沿った、柔軟な対応を推進します。</li> <li>・障がいのある人の就労促進のため、様々な機関と連携をとりながら支援します。</li> <li>・住宅確保要配慮者に寄り添い、居住支援協議会の構成員である不動産関係団体や居住支援法人、福祉行政機関などとの連携を強化します。</li> <li>・保健医療・福祉サービスの利用の促進</li> <li>・市民が必要に応じて適切な医療や保健、福祉サービス等を利用できることで地域生活が安定するため、孤立化を防ぎ再犯の抑止に取り組めます。</li> <li>・総合的解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制を強化します。</li> <li>・高齢者の再犯防止に向け、多分野の関係機関が協力して対応し、課題解決を支援します。</li> <li>・学校等と連携した支援</li> <li>・非行防止の取り組みや、立ち直り支援等、適切な支援を行います。</li> <li>・民間協力者の活動の促進</li> <li>・地域の方の理解・協力が不可欠なため、更生保護活動を推進している保護司会等の団体支援、及び更生保護について普及啓発を推進します。</li> <li>・広報・啓発活動の促進</li> <li>・犯罪をした人たちの更生について地域の理解を深め、社会を明るくする運動などを通じて地域で支え合う社会構築を目指し、再犯防止に向けた普及啓発を推進します。</li> </ul>	地域福祉部生活援護課 地域福祉部障がい福祉課 いきいき生活部高齢者福祉課 都市づくり部住宅課 生涯学習部生涯学習センター 市民部市民協働推進課 地域福祉部障がい福祉課 いきいき生活部高齢者福祉課 保健所保健予防課 子ども生活部子ども家庭支援センター 学校教育部指導課 学校教育部教育センター 地域福祉部福祉総務課
	(8) 災害時に備えた支援体制の構築		① 防災、避難施設等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練、総合水防訓練において、消防署や消防団と連携し実施しています。引き続き、関係機関と連携し、災害に対する備えを広げていきます。</li> <li>・「(仮称)まちだ防災カレッジ」の受講者に対して、避難施設に関する情報を提供し、地域の防災リーダーには、地域における防災情報の周知・共有を依頼してまいります。</li> <li>・また、民間事業者や商業施設とも連携をし、「自助」「共助」に関する認知度を一層高めてまいります。</li> </ul>	防災安全部防災課 ・防災普及事業
			② 災害時に備えた要配慮者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法に規定する「避難行動要支援者名簿」を作成し、関係機関等と共有することで、避難行動要支援者に対する避難支援体制の構築を図っています。また、「町内会・自治会、自主防災組織の災害時における要配慮者把握マニュアル」を作成・周知し、地域における災害時要配慮者へ支援の取組を推進しています。</li> <li>・2021年に災害対策基本法及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が改正される予定であり、改正内容を精査し、他自治体のモデル事業や都内区市町村の取組状況を参考にしながら、現状や課題を踏まえた新たな取組スキーム等を研究してまいります。</li> <li>・災害や感染症発生を見据えた対策が円滑に進むよう、平常時から医療機関との連携を推進します。</li> </ul>	地域福祉部福祉総務課 ・災害時における要配慮者支援
			③ 二次避難施設(福祉避難所)の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難施設では避難生活が困難な要配慮者のための避難施設として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適している社会福祉施設等と協定を結び、二次避難施設(福祉避難所)の確保に努めます。</li> </ul>	保健所保健総務課 ・災害医療救護活動支援事業
			④ 災害ボランティアセンターの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて、防災に関する研修や災害時に備えた連携の在り方、災害ボランティアセンターの運営に必要な訓練等を、青年会議所と登録ボランティアと連携して計画的に取り組めます。</li> <li>・災害ボランティアセンターの運営にかかる市との連携やサテライトの設置について、市関係部署と現実的な、効果的な方策について検討を重ねてまいります。</li> </ul>	地域福祉部福祉総務課 社会福祉協議会 ・ボランティア活動推進事業 ・災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練
	(9) 暮らしやすいまちづくりの推進		① 施設等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や都の法令等改正の情報を把握し、独自条例を持つ市として、先導的なまちづくりが進められるよう、上乘せ等の独自の基準を定めてまいります。また、基準策定における規則改正では、多様な意見を反映するため、町田市福祉のまちづくり推進協議会に諮問し意見等を伺います。整備基準による施設整備を進める取組としては、効果的な周知方法の検討や、さらなる使いやすい整備基準等マニュアルの作成等を図ります。</li> <li>・地域一体での継続的・面的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に従い、2013年度までに市内10地区のバリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー整備を進めています。</li> <li>・バリアフリー基本構想の策定から時間が経過しているため、新たなまちづくりなどの地域の変化に応じた見直しを順次実施しています。特定事業の進捗確認などを行ったうえで、各事業者と今後の整備につき十分に調整を行っていくと共に、バリアフリー法の改正などに合わせた基本構想のあり方を検討してまいります。</li> </ul>	地域福祉部福祉総務課 ・福祉のまちづくり推進事業 都市づくり部交通事業推進課 ・バリアフリー基本構想の策定及び整備推進事業
III-3 支援の質を確保する	(1) 福祉サービスの質の向上		① 福祉サービス第三者評価の受審促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス第三者評価事業(高齢者支援課)</li> <li>・町田市内の介護保険サービス事業所に対し、「東京都福祉サービス評価推進機構認証評価機関」による第三者評価の受審費用を助成し、サービスの質の向上を図ります。また、市内介護保険サービス事業所に対して福祉サービス第三者評価制度の周知や受審勧奨を行うことにより、町田市における福祉サービスの質の向上につなげます。</li> <li>・福祉サービス第三者評価の受審支援(保育・幼稚園課)</li> <li>・「福祉サービス第三者評価」を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する保育所、認定子ども園等に対し、その取り組みにかかる経費の一部を補助しています。</li> <li>・引き続き、保育所、認定子ども園等が定期的かつ継続的な受審を行うよう、制度の周知や補助金の給付等を行ってまいります。</li> <li>・受審状況は町田市の子育てサイトに掲載しています。</li> <li>・福祉サービス第三者評価事業(子育て推進課)</li> <li>・福祉サービスの向上を図るため、市立保育園で第三者評価を受審します。受審にあたっては、各園が最低3年に1度受審します。</li> </ul>	地域福祉部障がい福祉課 いきいき生活部高齢者福祉課 いきいき生活部介護保険課 子ども生活部保育・幼稚園課 子ども生活部子育て推進課 子ども生活部子ども発達支援課
			② 事業者等への指導強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人制度に基づき、社会福祉法人及びその設立希望者に対して適正な運営ができるよう指導・助言や支援を行っています。</li> <li>・障害福祉制度、児童福祉制度に基づき、福祉サービス事業者に対して適正な運営ができるよう指導や助言を行っています。</li> <li>・市内で提供される福祉サービスが法令等で求められる水準を維持できるように、市職員の人材の育成を図ります。</li> <li>・育成にあたっては、職員一人ひとりが実地指導の経験を蓄積し、最新の専門的かつ効果的な知識・方法の習得を行います。</li> <li>・介護保険制度に基づき、福祉サービス事業者に対して適正な運営ができるよう指導や助言を行っています。</li> <li>・市内で提供される福祉サービスが法令等で求められる水準を維持できるように、市職員の人材の育成を図ります。育成にあたっては、職員一人ひとりが実地指導の経験を蓄積し、最新の専門的かつ効果的な知識・方法の習得を行います。</li> <li>・地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム等)の適正な運営を確保するため、地域密着型サービス運営委員会を設置しています。</li> <li>・既存施設のサービスの質の確保については、介護保険課や指導監査課と連携して取り組みます。また、介護事業所の意見を聞ける場の1つとして、地域密着型サービス運営委員会があるため、活発な意見交換が行えるよう、委員会運営を支援してまいります。</li> <li>・特別養護老人ホームに対し、対象施設入所者の要介護度が改善された場合、改善した月数に応じて、町田市要介護度改善介護ケア奨励金を交付しています。</li> <li>・本事業の効果検証のため、対象施設に対し取組状況等に関するアンケートを実施し、課題を整理の上、適宜改善を施し取り組みます。また、前年度に申請がなかった施設を中心に、協力依頼と制度周知を行い、制度活用を促します。</li> </ul>	地域福祉部指導監査課 ・指導監査事業 ・介護給付等適正化事業 いきいき生活部いきいき総務課 ・地域密着型サービス運営委員会事務
			③ 福祉サービス事業者等が行う地域貢献活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人や福祉サービス事業者による、福祉の専門的な知識・技能等を活かした地域貢献活動を促進するため、地区別懇談会等で把握した地域ニーズに関する情報提供を行うことで、市民の参加と協力を進められるような体制を構築します。</li> <li>・つながりをつくり、情報交換や共有するために、地域公益活動推進協議会を設置します。</li> <li>・地域公益活動推進協議会の活動内容を各法人がフードバンクの食材受け取りを行い、フードバンクの拠点とします。</li> </ul>	地域福祉部福祉総務課 ・福祉サービス事業者等が行う地域貢献活動の促進 社会福祉協議会 ・社会福祉法人地域公益活動推進協議会

			④ 苦情相談窓口の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスや判断能力が不十分な人々を支援するための制度等について、地域住民からの相談等に対応しています。</li> <li>福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを実施しています。</li> <li>苦情や相談等について専門的見地から対応する委員会を設置しています。</li> <li>福祉サービス総合支援事業のPRを目的とした資料等を配布・周知し、地域において福祉サービスを安心して選択し利用できるように支援します。また、市内事業所を対象とした研修を実施し、福祉サービスの質の向上に寄与します。</li> </ul>	地域福祉部福祉総務課 ・福祉サービス総合支援事業
			⑤ 分野横断的な福祉サービス等の展開★	<ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」等、高齢者分野だけでは解決が難しい課題について、高齢者支援センターと医療や障がい、子どもといった多分野の関係機関が協力して対応し、課題解決を支援します。また、高齢者の個別の課題や地域に共通した課題の解決に有効なものとなるよう、「町田市地域ケア会議運営ガイドライン」に沿って地域ケア会議を運営します。</li> <li>在宅療養の充実や、医療・介護連携における課題の解決を図るため、医療と介護の専門職団体が参画する「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会」を開催します。プロジェクトでは、医療と介護の専門職同士の連携強化及び市民が在宅療養に関する理解を深めることを目的とした研修会や、専門職同士が情報共有を円滑に行うための仕組みづくり等を行います。</li> <li>集団保育が難しい医療ケア児、障がい児等について、地域の保育所等の職員が利用者宅を訪問し、一時保育事業等の保育サービスを提供します。</li> <li>多様なワークライフスタイルに合わせた保育を展開し、地域の子育て支援を促進します。</li> <li>地域子育て相談センターは、市内に5カ所あり、未就学児の保護者等からの相談を受けたり、出張での子育て相談や子育て情報の提供を行っています。</li> <li>今後は、乳幼児の親子や子どもが多く訪れる子どもセンターに地域子育て相談センターを併設させ、子ども・子育て支援法に基づく「地域子育て支援拠点事業」の機能も持つことで、乳幼児親子の居場所機能や相談機能をより一層充実させます。また、地域子育て相談センターの相談対象を18歳までに拡充し、切れ目のない子育て支援を行ってまいります。</li> </ul>	いきいき生活部高齢者福祉課 ・地域包括支援センター運営事業 ・地域包括ケアシステム構築事業  子ども生活部保育幼稚園課 ・在宅乳幼児のトータルサポート事業  子ども生活部子育て推進課 ・(仮)地域子育て相談センターの相談対象の拡充  経済観光部農業振興課 環境資源部環境政策課
	(2) 福祉専門人材の育成・確保	① 福祉人材の開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉部門(生活支援課・障がい福祉課・高齢者福祉課・子ども家庭支援センター)に専任職を配置しています。</li> <li>所属における専任職の業務や効果等を改めて把握・検証し、今後の専任職としての事業のあり方を検討します。</li> <li>市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、支援人材の確保のための方策を検討します。また質の高い支援のための人材育成につながる取組について、事業所や関係機関をまじえた事業内容の検討を行います。</li> <li>介護人材の確保・育成・定着について、中長期的な展望のもと、多様な担い手の確保や中核となる専門人材の育成・定着に重点的に取り組みます。</li> <li>具体的には①介護人材バンク機能強化による多様な担い手の確保、②中核となる専門人材の育成・定着を実施します。</li> <li>2018年度から市主催の保育士等の人材確保に係る就職相談会を開催しています。</li> <li>保育士等の人材不足を解消するため、保育士養成校で市内の保育所等で働くことに魅力を感じてもらえるような就職相談会を実施します。また、より人材確保につながる取組を検討していきます。</li> <li>誰でも参加できる「福祉のしごと相談・面談会」を年1回実施します。</li> <li>町田市介護人材センターや町田市社会福祉法人施設等連絡会、町田市保育園協会にも協力を依頼し参加を募ります。</li> <li>効果的な連携や実施方法について検討します。</li> </ul>	総務部職員課 ・福祉専門職の確保  地域福祉部障がい福祉課 ・障がい福祉における支援人材対策事業  いきいき生活部いきいき総務課 ・介護人材開発事業  子ども生活部子育て推進課 ・保育士等人材確保事業	
		② 福祉サービス提供事業者向けの研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護人材の確保・育成・定着について、中長期的な展望のもと、多様な担い手の確保や中核となる専門人材の育成・定着に重点的に取り組みます。</li> <li>具体的には①介護人材バンク機能強化による多様な担い手の確保、②中核となる専門人材の育成・定着を実施します。</li> <li>市内の高齢、障がい、保育園等の福祉施設職員を対象に、接遇・マナーや人材育成、メンタルケア、リスクマネジメント、ボランティアの受け入れ等、スキルアップのための研修会を開催しています。</li> <li>アンケート等から把握するニーズに基づき、分野を超えた研修を継続して行います。規模の大きい法人だけでなく、より多くの支援を必要とする人びとを支援することができるよう、比較的小規模の事業所や施設職員が身近なところで学習の機会を得られ、長く働き続けられるよう、福祉人材の確保、育成、定着に取り組みます。</li> </ul>	いきいき生活部いきいき総務課 ・介護人材開発事業  社会福祉協議会 ・福祉施設職員研修会の実施	
	(3) 全庁的な連携体制の構築	① 地域福祉のマネジメント機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内や地域の各支援センターにおいて、包括的に相談を受け止め、分野横断的な連携をスムーズに行うことができるよう、普段から各相談支援機関が一堂に会する連絡会を開催します。連絡会の開催にあたっては、分野を跨ぐ相談事例等の情報共有や、顔の見える関係づくりを行います。</li> <li>地域福祉課題の把握や解決に向けて取り組むための多様な主体の連携体制づくりに向けて、地区別懇談会を開催しています。その地区別懇談会に多様な主体が参加し、課題解決のネットワークづくりができるよう、開催にあたり関係機関での連携を行います。</li> <li>町田市住みよい街づくり条例の取組と連携し、ソフト分野だけでなく、条例の捉える「地域資源を活かした地域の魅力を高める活動や取組み」である「街づくり活動」を支援することで、まちづくりに対する市民のモチベーションを分野横断的に支えます。</li> </ul>	地域福祉部福祉総務課 ・(仮)庁内の分野横断的な連携 ・連携調整合同会議  都市づくり部地区まちづくり課 ・地区の街づくり推進事業	